

## 令和7年度第3回

### 浜松市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日時 令和8年1月26日 午後7時から午後8時10分
- 2 開催場所 浜松市役所 第5委員会室
- 3 出席状況  
出席委員 稲垣美代子 滝川治子 磯部智明  
戸田聖二 清水慎也 前田香一郎  
江口晶子 下石精子  
欠席委員 村上ひろみ  
事務局 小松健康福祉部長 鈴木国保年金課長  
村田課長補佐 水谷G長 長谷川G長 池谷G長  
大山G長 河村主任 黒川主任
- 4 傍聴者 4人（一般：4人、記者：0人）
- 5 議題、内容及び結果  
審議の内容  
議題1 子ども・子育て支援金制度について  
下記のとおり意見及び質問があった。  
議題2 令和8年度収支の見込み  
下記のとおり意見及び質問があった。  
議題3 令和8年度の動き  
下記のとおり意見及び質問があった。  
議題4 答申案について  
下記のとおり意見及び質問があった。  
  
審議の結果  
議題1～4について、了承された。
- 6 会議資料の名称 次第、会議資料
- 7 発言内容記録方法  文字 /  録画 /  録音

## 8 発言内容

- (1) 開 会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 題

### 《会議及び会議録の公開》

前田会長：議事が円滑に進みますよう、ご協力をお願いします。はじめに、会議及び会議録の公開につきまして、委員の皆様方にお諮りします。本日の議題は、答申案の協議が主な内容となっています。原則どおり公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 《異議なし》

前田会長：それでは、本日の会議及び会議録については、公開することといたします。なお、本日の議事録署名人は、被保険者の代表である滝川治子委員と、公益の代表である江口晶子委員をお願いします。

それでは、傍聴希望者がいましたら、入室してもらってください。

### 《傍聴希望者入室》

前田会長：それでは、議題に入ります。議事に入る前に、第2回運営協議会以後の経過について説明させていただきます。ご承知のとおり、先日、第2回協議会の内容を反映した市長への答申の素案を、他の会議資料と一緒に事務局から送付しまして、事前に各委員からご意見をいただいております。事前にいただいたご意見の中には、方針転換や大きな変更を求めるものはございませんでした。

本日は、来年度の収支見込みや国保事業を取り巻く情勢について事務局の説明を聞き、保険料率改定の要否など答申の方向性をまず見極めていきたいと存じます。次に、答申の文案について協議し、それまでに頂戴したご意見を、答申の文言に反映させていきたいと考えております。なお、本日の進め方につきましては、議題に沿って事務局から説明を受け、その都度、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、議題1の子ども・子育て支援金制度について、事務局から説明をお願いします。

### 《長谷川グループ長から説明》

鈴木課長：1点追加説明をいたします。子ども・子育て支援金制度につきましては、まず3年間で少しずつ引き上げていくような形になります。県から事業費納付金が示されますので、それに基づき保険料率が上がっていきます。今回はあくまで令和8年度の保険料率をお示ししたものであって、令和9年度・10年度につきましては事業費納付金がいくらになるかということで、保険料率を変えていくという

形になってまいりますので、その点をご承知おきください。

前田会長：議題の1について事務局から説明をいただきました。ここまでのところでご質問、ご意見がありましたらいただければと思います。

前田会長：来年度から医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金が徴収されていきますが、今まで具体的な情報が明らかでなかったものが、今回改めて資料の表のとおり応能割、応益割、賦課限度額について明らかとなりました。こちらは答申に反映されていく内容となります。

医療保険料という形で徴収をして、徴収をしたものがそのまま事業費納付金という形で納付していくため、収支という面では影響がないと思いますが、被保険者の保険料という意味では確実に負担は増えるということで、負担感といったところも踏まえて答申を検討していく必要があると思います。

磯部委員：子ども・子育て支援金は、国保以外の社会保険や後期高齢者医療保険も共通ということですね。

鈴木課長：すべての医療保険に関わってきますので、全国民がお金を出し合って子ども・子育て支援を行っていくという形になります。一例として児童手当の拡充がありますが、子ども・子育て支援策もどんどん拡充されている状況です。今は公費で賄っているものを全国民で賄いましょうということで、令和8年度から始まる制度となります。

磯部委員：実際にはどのような使い方をするための支援金なのか。

鈴木課長：子ども・子育て支援に関わる場所に使われます。例えば児童手当の拡充や子ども誰でも通園制度など、多岐にわたっています。使い道はこども家庭庁で決めますが、子ども・子育て支援に関するもので、法で定めたものしか使えないという制限があります。

磯部委員：イメージとしては、全国民から一定の徴収をして、子育てのために充てるということですね。

下石委員：子ども・子育てに関する問題は本当に大きな課題で、やはりこれは国策として当然取り組まなければならないことですし、医療保険料と合わせてという形で来たかというところで、知恵を絞ってここになったんだなと思っております。私は納得しております。これから3年間少しずつ率を引き上げられるものもやむを得ないのかなと思いつつ、子ども・子育てに関しては全国民でやっていくものかと思っております。

江口委員：浜松市では4.8億円の事業費納付金ということですが、医療保険者等によって賦課される金額は変わってくるのでしょうか。要するに、自分の加入している医療保険によってこの金額というのは変わってくる設計なのでしょうか。

鈴木課長：ご加入いただいている医療保険の保険者によります。国保は静岡県分2.3億円を35市町で分けた中での浜松市分が4.8億円となりますが、後期高齢者医療制度であれば静岡県後期高齢者医療広域連合にいくら納めてくださいという形、社会保険は、例えば協会けんぽや健康保険組合ならそれぞれにいくら納めてくださいという形で集め、国がそれらを吸い上げて子ども・子育て支援の給付に充てることとなります。そのため、いくらになるかは分からないという形です。

江口委員：国が吸い上げていくということは、国民の中で負担に大きな差異は出ない設計になっているという理解でよろしいですか。

鈴木課長：こども家庭庁の試算自体がぶれており当初より上がっている状況でして、やはり働いている方は高くなると思います。事業者負担があると2分の1ですが試算では自己負担額が高く出ておりました。皆さん同じ、例えば340円で、という形ではないと思われます。国保では賦課限度額が3万円と決められましたが、例えば協会けんぽでは所得が多い方はもっと高い金額になると思われます。

江口委員：静岡県内の国保の加入者の中では住む場所によってそんなに違いは出ないという理解でよろしいですか。

鈴木課長：違いが出ます。ゆくゆくは県が保険料率を統一するというので、県内どこにお住まいになっても同じ負担になるという方向で議論を重ねているところですが、今のところは35市町それぞれで保険料率を決めています。浜松市は事業費納付金が4.8億円ですが他の市では3億円ということであれば、それを被保険者の数で割るという形になるので、例えば磐田市と浜松市でも金額は違います。

前田会長：来年度から実際に運用されていくということで、こういった答申を踏まえ、他の自治体や他の医療保険の具体的な金額等も分かってくると思いますので、また来年度以降に情報提供をいただきたいと思います。

鈴木課長：また調査し、来年度以降ご報告いたします。

前田会長：そうしましたら議題2の令和8年度の収支の見込みについて、事務局から説明をお願いいたします。

《大山グループ長から説明》

前田会長：基本的には第2回会議でご説明いただいたとおりでして、繰越金を使うというところと、それに加えて基金から約16億円繰入れをしていくということですね。

歳入④の一般会計繰入金ですけれども、第2回会議の資料で令和7年度に関して45億8600万円という数字が出ておまして、令和8年度見込は約4億の大きな減となっています。第1回会議の事前の研修資料で、一般会計繰入金は法定分と任意分があると説明がありましたが、任意分は市が独自の判断で繰り入れるというところで、基金からの繰入れではなく一般会計繰入金をこういったところで対応していただくのは難しいものなのでしょうか。

河村主任：任意分は市が独自の判断として繰り入れるものというところですが、いまの国の方針では任意の繰入については赤字補填をするもの、つまり保険料の収入が不足をしている状況への補填といった、そういった目的の繰入は原則行ってはいけないということになっております。

現在市で行っているのは、国保ではなく市の単独事業の重度心身障害者などに対しての医療費助成で、窓口の時点で500円や無料になるといった助成を実施している場合に、国からの負担金が減額されるペナルティがあります。その分を繰り入れている状況でして、赤字補填でない目的で繰り入れているのですが、今回の対応をすれば収入不足を繰入金で補填するものになると思われまして、そういった目的での繰入はできないということになります。

前田会長：よろしければ次に、議題3の令和8年度の動きについて、事務局から説明をお願いします。

《水谷グループ長から説明》

前田会長：議題3(4)(5)について、こういったことがなされることによって保険からの給付は抑制されることはあるのでしょうか。それともそもそも医療費自体が上がっていく中でそうはならないということでしょうか。

水谷GL：高額療養費の限度額は少しずつ上がっていますが、急に大きな影響はないと考えています。

前田会長：それでは、議題4の答申案について、協議に入ります。まず、事務局より答申案の説明をお願いします。

《村田課長補佐から説明》

前田会長：年末の素案からご意見をいただきまして、より正確な内容になっているかとは思いますが、基本的な内容や方向性については資料の表のとおりということ

ころと思います。問題がなければ今回はこの内容でいかせていただければと思いますが、説明を聞きいかがでしょうか。

滝川委員：問題ないと思います。

戸田委員：問題ないと思います。

清水委員：大丈夫だと思います。

稲垣委員：大丈夫ですが、この次の令和9年度がこわいです。

下石委員：そうですね、令和8年度は据置ですし。

前田会長：ありがとうございます。よろしければ、この内容で進めさせていただきたいと思います。今後の細かい修正等がありましたら、事務局と調整のうえで私の方で決めさせていただきたいと思います。また、市長への正式な答申につきましては、1月30日（金）を予定しておりまして、こちらについても私の方で対応させていただきます。答申書につきましては、後日、写しを委員の皆様へ送付いたします。

鈴木課長：追加でお伝えします。子ども・子育て支援金制度でどのような使い方をされるかご質問をいただいた件で、こども家庭庁のパンフレットをお配りいたします。子ども・子育て支援金制度は省庁をまたいでおり、厚労省では使い道を決めておらず、支援金としてお金は出しますが、その後の使い道はすべてこども家庭庁で決めていくという形です。そのこども家庭庁で決めた事業を各市町で進めていきますが、各市町もいろいろな状況がありすべてできるとは限りませんが、そのように進めていく財源となります。子ども・子育て支援以外には使われないということは法律上決められております。

前田会長：具体的な内容が分かった方が、前向きにとらえられると思います。

鈴木課長：制度周知につきましては、被保険者の皆様に行っていく予定ですが、今こども家庭庁の方から出ているパンフレットにつきましては少し分かりにくい点がありますので、もう少しかみ砕いて分かりやすいパンフレットを用意いたしまして、例えば国民健康保険料決定通知書に同封したり、本庁や区役所の窓口で配架したりと順次進めていきたいと思います。

なぜ支払いをしないといけないのかというご意見は今後多々想定されると思います。そういう点で制度周知に力を入れていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

前田会長：支援金額はどのくらいになるのでしょうか。

鈴木課長：支援金額が分かるのは決定通知書になりますので、その方の所得に応じて、という形になり、社会保険の方は給与の明細書等を見ないと分からないと思われま  
す。最初からいくらになるか、というのは固定した金額であればお伝えできるの  
ですが、固定していないものですから、今の段階では平均で年額4,086円、  
月額340円としかお答えができない状況でございます。

(4) 健康福祉部長挨拶

(5) 閉会

村田補佐：以上で、本日の予定はすべて終了しました。議事の進行にご協力いただきまし  
て、ありがとうございました。

令和7年度の運営協議会は本日で最終回となります。来年度もよろしくお願  
い申し上げます。これにて、令和7年度第3回浜松市国民健康保険運営協議会を閉  
会します。

## 9 会議録署名人

被保険者代表

---

公益代表

---